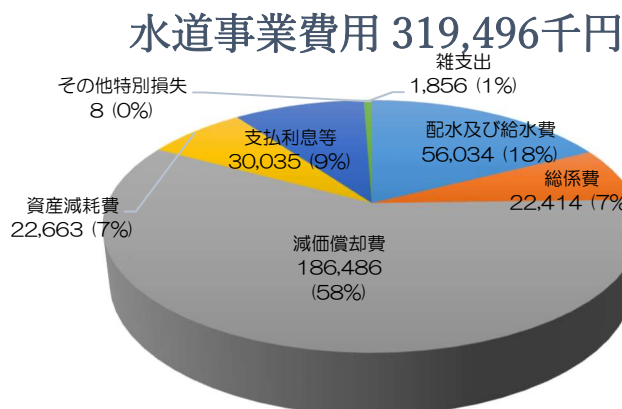
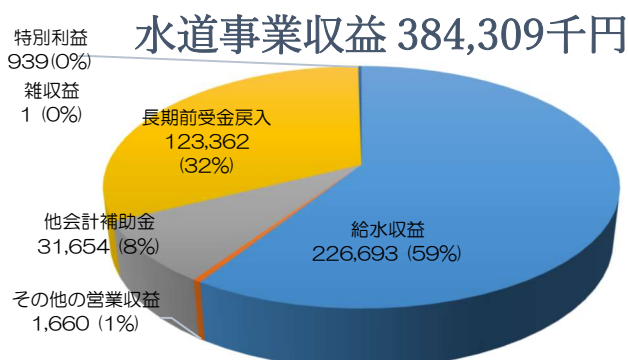


令和5年度 水道事業決算のあらまし

令和5年度鬼北町水道事業決算は、令和6年9月19日に開かれた令和6年第3回鬼北町議会定例会で認定されました。

収益的収支の状況

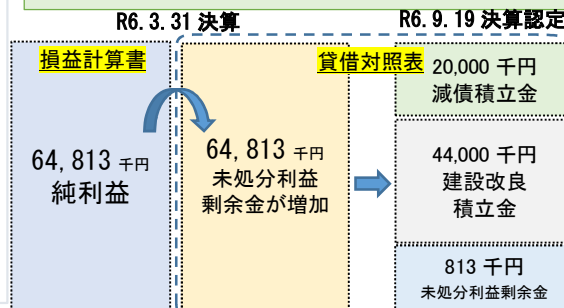
64,813千円の純利益



令和5年度の決算状況は、収益的収支は総収益384,309千円で、うち給水収益(水道料金収入)などの営業収益が228,353千円、他会計補助金、長期前受金戻入などの営業外収益が155,017千円、過年度損益修正益が939千円となっています。

一方、収益的収支の費用については、配水及び給水費56,034千円、総係費22,414千円、減価償却費186,486千円、電気計装設備の一部完成に伴う資産減耗費が22,663千円など総費用は319,496千円で、総収益から総費用を差し引いた令和5年度の純利益は64,813千円となりました。

損益計算書で計上した純利益は、貸借対照表では以下のように処理されています。



- ・損益計算書で計上した純利益64,813千円は、R6.3.31時点では、貸借対照表では未処分利益剰余金に計上され、R6.9.19の議会で剰余金の処分が認定された時点で、2,000万円を減債積立金へ、4,400万円を建設改良積立金へ振替えています。
- ・例えば、水道料金を値下げし純利益が計上できない状況となった場合、資本的収支の赤字を補填するために使用できる減債積立金などの利益剰余金を計上出来なくなり、鬼北町水道事業会計においては、数年で欠損金が発生し、以降は毎年欠損金が累積する状況に陥ります。
- ・純利益が計上出来ず剰余金を計上できない場合、資本的収支の赤字を補填出来ないため、大規模な修繕工事を行えず水道施設の老朽化がさらに加速していくことになります。

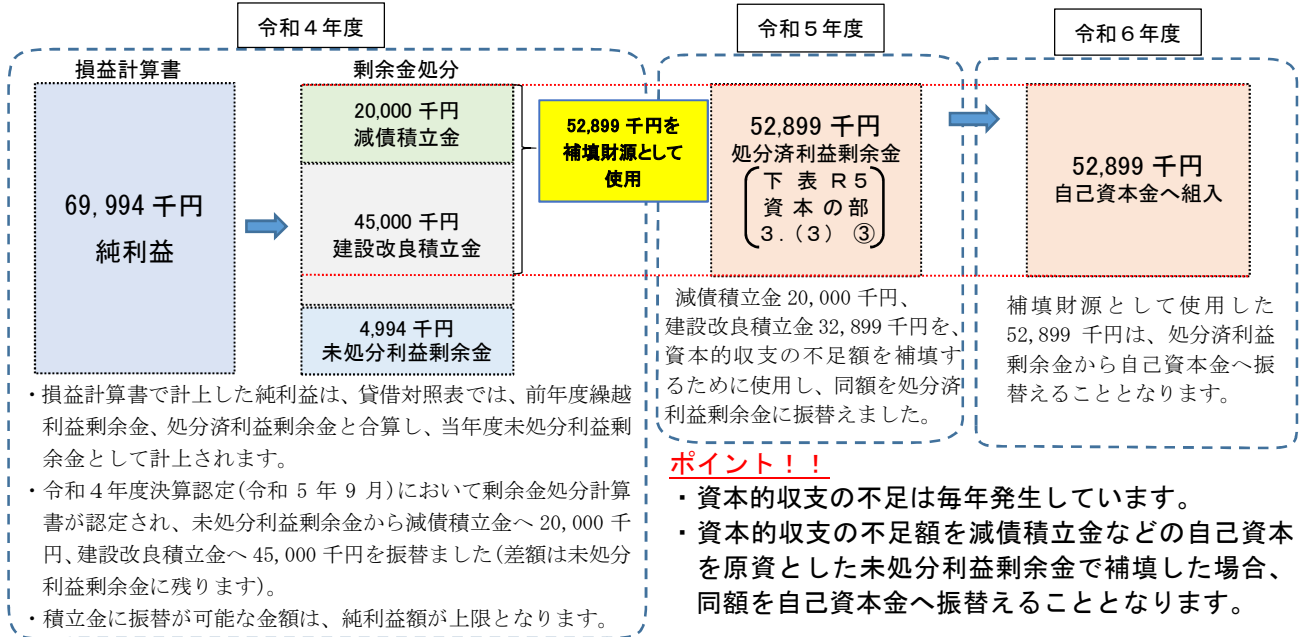
資本的収支の状況

294,091千円の赤字

資本的収支については、企業債、国庫支出金、他会計負担金、工事負担金などの収入が443,962千円に対し、建設改良費、企業債償還金の支出が638,053千円であり、収入から支出を差し引いた収支不足額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額100,000千円を除く。) **294,091千円**は、前年度分未発行企業債126,600千円、減債積立金20,000千円、建設改良積立金32,899千円、当年度分損益勘定留保資金85,788千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,804千円で補填しました。

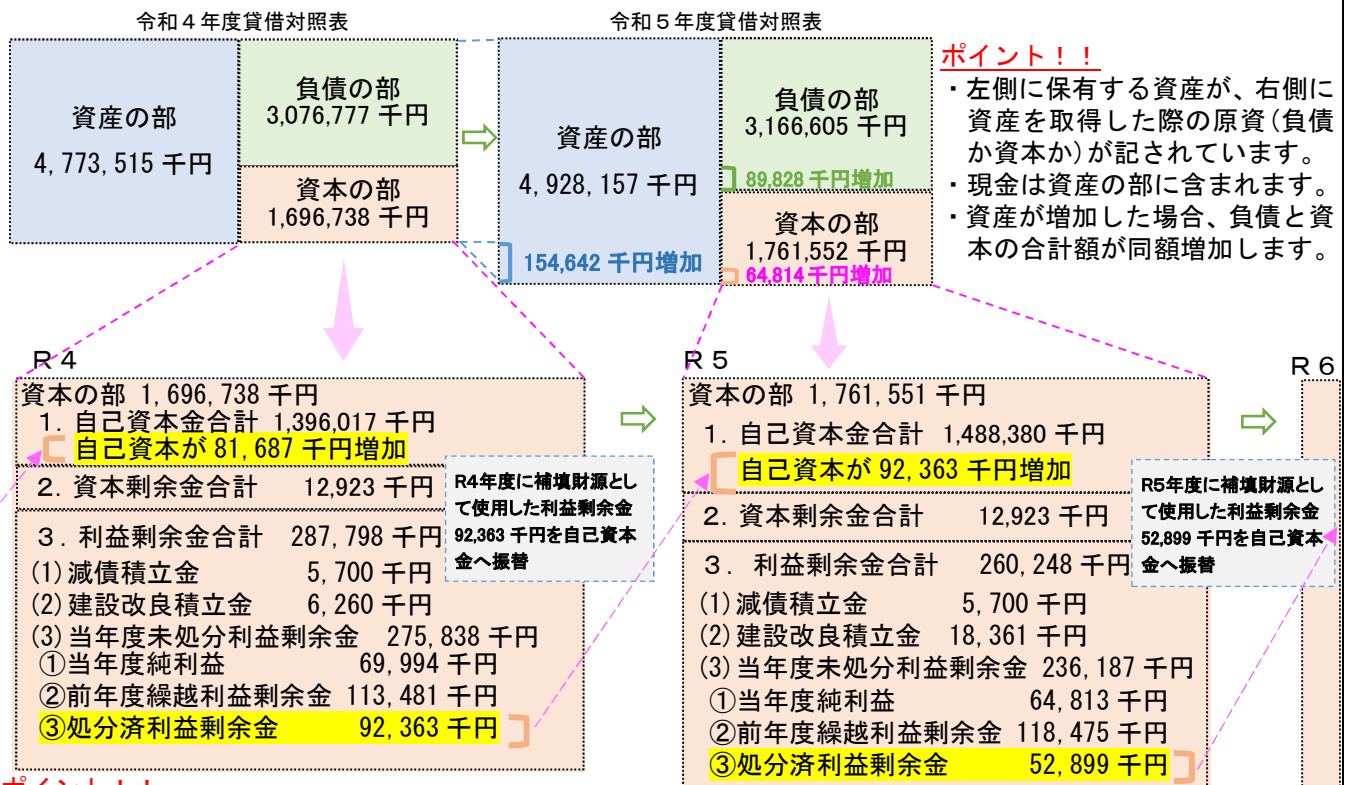
純利益、積立金、補填財源、自己資本金の関係は？

純利益、積立金、補填財源、自己資本金の関係を把握するために、令和4年度の純利益 69,994 千円が令和5年度、令和6年度においてどのように処理されたかを確認してみましょう。



貸借対照表を見る際のポイント

令和4年度決算と令和5年度決算の貸借対照表を見比べると、令和5年度に資産が 154,642 千円増加したことが分かり、資産を取得するための原資が負債 89,828 千円、資本 64,814 千円であったことが分かります。



宅内漏水について

最近、宅内漏水が増えてきています。最初は少量でも、次第にその量が多くなり気付かずにいると思われ高額な水道料金を支払わなければならない可能性も有ります。

また、長時間漏水が続きますと配水池の水が徐々になくなり、給水区域内が断水となる可能性もあり、大切な水資源を無駄にすることにもなります。早期発見・早期修理をお願いします。

また、長期不在の場合は、メーターボックス内の止水栓を閉めることをおすすめします。

宅内漏水を確認する方法

水道メーターのパイロットマークが回転しているかを確認することで、宅内で漏水しているかどうかを確認することが出来ます。

水道の使用料金が高いと感じたら、水道メーターを確認し、宅内で漏水していないか確認するようにしてください。家中の水道の蛇口を全部閉めた状態で、水道メーターのパイロットマーク(右の写真の矢印のところ)が回っている場合は、宅内のどこかで漏水していることとなりますので、早めに鬼北町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください(修理費用は各ご家庭の負担となります。)

なお、漏水による使用水量の増加分にも水道料金がかかりますのでご注意ください。

使用水量が多いと思ったら水道メーターの確認を！！

気温がマイナス4℃以下になると、水道管が凍ったり、破裂する事故が多くなります。北向きの日陰や風当たりの強いところにある水道管、また屋外にある水道管やメーターボックスは特に注意をしてください。

本格的な寒波が襲来するまでに、早めに水道管の凍結防止対策をしましょう。



パイロットマーク

※防寒方法

・露出している水道管には、布切れや発泡スチロールなどの保温材を巻き付け、その上にビニールテープなどを巻いて保温材が濡れないようにしてください。

メーターボックスにも、布切れや発泡スチロールなどの保温材などを詰めると効果的です。

※もし、凍ってしまったら

・自然に溶けるのを待つか、凍った蛇口や水道管にタオルを被せて、その上からゆっくりぬるま湯をかけてください(熱湯は絶対にかけないでください。破裂の原因となります。)

※万一、破裂してしまったら

・メーターボックス内のバルブ(止水栓)を閉め、水を止めてから鬼北町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください(不明な場合は、水道課までご連絡下さい。)

メーターボックスより宅地内側の水道管で漏水が発生した場合の水道料金及び漏水修理費用は各自の負担となります。また、経年劣化や凍結破損などによる漏水は、軽減措置の対象となる場合が有りますので、水道課までご連絡下さい。

水道料金の支払方法について

水道料金の支払いは、口座振替が便利です。

詳しくは、水道課にお問い合わせいただくか、町指定の金融機関窓口(えひめ南農協・愛媛銀行・伊予銀行・ゆうちょ銀行)に備え付けてあります口座振替申込書により申し込みをしてください。

また、令和5年度から鬼北町が発行する水道料金納付通知書は、コンビニエンスストアや、スマートフォンの決済アプリでも支払いが可能となりました。詳しくは水道料金納付通知書の裏面をご覧ください。

※コンビニエンスストアとスマートフォンの決済アプリで支払いが可能なのは、納期限までとなっておりますので、ご注意ください。

水道の使用開始・中止・工事をされる方へ

水道の使用を開始する場合や、使用を中止する場合、新設等の工事をする場合などは以下の手続きが必要です。

手続は、鬼北町役場水道課、日吉支所の窓口のほかFAX、e-mail、鬼北町ホームページ上から『えひめ電子申請システム』などで申請をすることが可能です。

■水道の使用を開始(開栓)するとき・・・水道使用開始届(開栓届)※

■水道の使用を中止(閉栓)するとき・・・水道使用中止届※

■相続などで使用者が変更となったとき・・・水道名義変更届※

■給水装置の新設・改造・修繕・撤去するとき・・・給水装置工事申込書

※は、えひめ電子申請システムでの申請が可能となっています。



メーターボックス(量水器)設置場所のお願い

水道課では、毎月初めに各家庭及び事業所等の水道使用量の検針を行っています。

水道メーターの設置場所は、配水管からの引込状況によって、それぞれに異なりますが、メーターの設置場所付近に飼い犬をつながれている場合は、検針員が危険を感じる場合がありますので、犬を繋ぐ場所には十分配慮いただきますようお願いいたします。

また、メーターボックスの上に車を止めたり、夏の時期などに、雑草でメーターボックスが覆われていたりすると、検針を行う際に支障が生じる場合があります。

メーターボックスの上に車を止めたり、草などで覆われることの無いよう、各ご家庭で管理をお願いします。



水道メーターの取替えにご協力を

水道メーター(量水器)は、使用水量を正確に計量するために定期的に取り替えることが計量法で義務付けられており、鬼北町では8年に1回取替えを行っています。

また、水道メーターの取替え作業の際には、敷地内に立ち入らせて頂きますがご了承下さい。

水道メーターの上に車を止められている場合など、メーターの取替えに支障とならない限り立会いをお願いすることはありません。

なお、水道メーターの取替えに費用は発生しません。

